

川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(受入基準)</p> <p>第3条 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 建設発生土</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。</p> <p>イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を含まないもの。</p> <p>ウ 添加材を混合した土砂については、<u>事前に協議を行い安全性が確認されたもの。</u></p> <p>エ 汚泥でないもの（有害物質に汚染されていないもの、含水率が高くないもの、粒子が微細な泥でないもの）。</p> <p>オ 悪臭を放たないもの。</p> <p>カ シルト（粒径0.005～0.075mm）、砂質土（粒径0.075～2.0mm）、礫（粒径2.0～75mm）を受入れるものとする。</p> <p>キ 別表1の基準を満たすこと。<u>なお、試験項目1から5及び24から26について、基準値を超過した要因が自然由来であると考えられる場合は、別途、港湾局港湾振興部庶務課と協議すること。</u></p> <p>(2) しゅんせつ土砂</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。</p> <p>イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を含まないもの。</p> <p>ウ 悪臭を放たないもの。</p> <p>エ 別表1の基準を満たすこと。<u>なお、試験項目1から5及び24から26について、基準値を超過した要因が自然由来であると考えられる場合は、別途、港湾局港湾振興部庶務課と協議すること。</u></p>	<p>(受入基準)</p> <p>第3条 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 建設発生土</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。</p> <p>イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を含まないもの。</p> <p>ウ 添加剤を入れた土砂については、<u>事前に安全性が協議により確認されたもの。</u></p> <p>エ 汚泥でないもの（有害物質に汚染されていないもの、含水率が高くないもの、粒子が微細な泥でないもの）。</p> <p>オ 悪臭を放たないもの。</p> <p>カ シルト（粒径0.005～0.075mm）、砂質土（粒径0.075～2.0mm）、礫（粒径2.0～75mm）を受入れるものとする。</p> <p>キ 別表1の基準を満たすこと。</p> <p>(2) しゅんせつ土砂</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。</p> <p>イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を含まないもの。</p> <p>ウ 悪臭を放たないもの。</p> <p>エ 別表1の基準を満たすこと。</p>

(略)

(しゅんせつ土砂申込手続)

第8条 しゅんせつ土砂の搬入を希望する者は、市港湾局と事前協議の上、浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書(第2号様式)(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共工事を発注した機関の担当部署から電子(組織)メールにより港湾局長へ提出すること。ただし、工事を発注した機関が民間企業の場合は、工事受注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出することができる。なお、受付は港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当が行うものとする。

2 港湾局長は、前項の申込内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書(第3号様式)を発行し承認するものとする。

3 年度内に搬入を希望する者は、1月下旬までに申込書の提出及び承認を受けることとする。また、当初提出した申込書記載の数量に変更がある場合は、2月中旬までに申込書の提出及び承認を受けることとする。

(略)

(使用禁止車両)

第13条 違法改造車両(差枠取付車等)、高枠車両及び過積載車両など道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に規定される禁止車両は、処分場への入場を理由の如何にかかわらず一切認めない。また、処分地での受入作業に支障をきたす車両については、受入はできないものとする。

(略)

(しゅんせつ土砂申込手続)

第8条 しゅんせつ土砂の搬入を希望する者は、市港湾局と事前協議の上、浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書(第2号様式)(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共工事を発注した機関の担当部署から電子(組織)メールにより港湾局長へ提出すること。ただし、工事を発注した機関が民間企業の場合は、工事受注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出することができる。なお、受付は港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当が行うものとする。

2 港湾局長は、前項の申込内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書(第3号様式)を発行し承認するものとする。

(略)

(使用禁止車両)

第13条 違法改造車両(差枠取付車等)、高枠車両及び過積載車両など道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に規定される禁止車両は、処分場への入場を理由の如何にかかわらず一切認めない。

2 建設発生土を搬入する車両については、車両登録書にて事前に登録した車両に限り許可するものとし、登録を行っていない車両については一切認めない。

(略)

(受入料金)

第17条 発券依頼書又は報告書にて納入通知書送付先に指定された者は、別表4に定める受入料金を納入しなければならない。なお、受入料金納入前に納入通知書送付先に変更があった場合は、第11条に定める完了届又は報告書の提出後であっても、公共事業系を発注した機関の担当部署から電子（組織）メールにより、早急に港湾局港湾振興部庶務課宛てに報告すること。

2 前項に定める受入料金については、必ず納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。なお、第7条又は第8条に規定する担当部署の関係者は、受入料金の納入状況を適切に把握するとともに、未納等により、市に損害を与えないよう納入者に対し指導をしなければならない。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 建設発生土を搬入する車両については、車両登録書にて事前に登録した車両に限り許可するものとし、登録を行っていない車両については一切認めない。

(略)

(受入料金)

第17条 発券依頼書又は報告書にて納入通知書送付先に指定された者は、別表4に定める受入料金を納入しなければならない。

2 前項に定める受入料金については、必ず納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。なお、第7条又は第8条に規定する担当部署の関係者は、受入料金の納入状況を適切に把握するとともに、未納等により、市に損害を与えないよう納入者に対し指導をしなければならない。

(略)

(追加)

(略)

別表 2

建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目

1 建設発生土（別表 1 関係）

（1）No1～No37 に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査対象地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ³ <土量<1000m ³	0	1
1000≦土量<4000m ³	1	1
4000≦土量<6000m ³	2	2
6000≦土量<8000m ³	3	3
8000≦土量<10000m ³	4	4
10000≦土量<12000m ³	5	5

※以降、2000m³増加するごとに1検体増

（2）ダイオキシン類（No38～No39）に係る検体数

搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査対象地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ² <面積<2500m ²	0	1
2500≦面積<5000m ²	1	1
5000≦面積<7500m ²	2	2
7500≦面積<10000m ²	3	3
10000≦面積<12500m ²	4	4
12500≦面積<15000m ²	5	5

※以降、2500m²増加するごとに1検体増

（注1）公害防止条例による調査対象地

公害防止条例による調査対象地とは、主に特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地のこと。対象となる条件等、詳細については環境局に問合せのこと。

(略)

別表 2

建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目

1 建設発生土（別表 1 関係）

（1）No1～No37 に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ³ <土量<1000m ³	0	1
1000≦土量<4000m ³	1	1
4000≦土量<6000m ³	2	2
6000≦土量<8000m ³	3	3
8000≦土量<10000m ³	4	4
10000≦土量<12000m ³	5	5

※以降、2000m³増加するごとに1検体増

（2）ダイオキシン類（No38～No39）に係る検体数

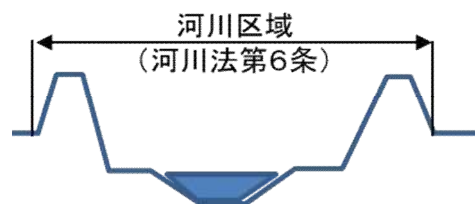
搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ² <面積<2500m ²	0	1
2500≦面積<5000m ²	1	1
5000≦面積<7500m ²	2	2
7500≦面積<10000m ²	3	3
10000≦面積<12500m ²	4	4
12500≦面積<15000m ²	5	5

※以降、2500m²増加するごとに1検体増

（注1）公害防止条例による調査必要地

公害防止条例による調査必要地とは、主に有害物質を扱っていた事業所等があった土地等が対象となっております。詳細のお尋ねについては環境局にお問い合わせください。

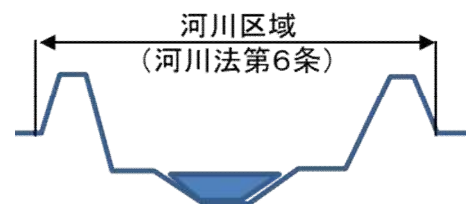
(注2) 河川区域



河川法の適用河川は、検査を実施すること。また、調整池等で河川法適用河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること。なお、河川区域には、河床以外も含まれるため注意すること。

(略)

(注2) 河川区域



河川法の適用河川は、検査を実施すること。ただし、調整池等で河川法適用河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること。

(略)

別表 3

川崎市浮島指定処分地の運用

名称	浮島指定処分地	
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先	
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)	
休業日	建設発生土	4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)
	しゅんせつ土砂	4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日) <u>※年度内に搬入する場合、申込書の提出期日は1月下旬(数量変更は2月中旬)となります。</u>
問合せ先	Tel. 044-276-2089 雨天時等受入可否について、当日の午前8時より音声テープでお知らせしますので、ご確認下さい。	

別表 3

川崎市浮島指定処分地の運用

名称	浮島指定処分地	
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先	
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)	
休業日	建設発生土	4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)
	しゅんせつ土砂	4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	Tel. 044-276-2089 雨天時等受入可否について、当日の午前8時より音声テープでお知らせしますので、ご確認下さい。	

別表 4

受入料金

1 建設発生土

車両区分	2t車 (1.1m ³ 地山換算)	3t車 (1.6m ³ 地山換算)	4t車 (2.2m ³ 地山換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	6,334円 (本体価格5,759円)	9,214円 (本体価格8,377円)	12,670円 (本体価格11,519円)

車両区分	8t車 (4.4m ³ 地山換算)	10t車 (5.5m ³ 地山換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	25,341円 (本体価格23,038円)	31,677円 (本体価格28,798円)

※上記の金額は1台の場合の本体価格と消費税相当分（10％）の合計です。

※複数台の場合は本体価格の合計＋消費税相当分の請求となります。

※使用するダンプトラックの最大積載量が、各車両区分で設定している最大積載量（m³換算値）を超える場合は、上位区分の車両券種を適用します。

2 しゅんせつ土砂

区分	料金
第2条に規定する公共事業系から発生するしゅんせつ土砂	3,648円/m ³ (本体価格3,317円/m ³)
第2条に規定する民間企業が実施する維持しゅんせつ土砂	5,056円/m ³ (本体価格4,597円/m ³)

※ただし、港湾管理者が行う補助事業及び、国土交通省が行う港湾施設の整備に伴い発生するしゅんせつ土砂は無料とする。

※上記の金額は1m³の場合の本体価格と消費税相当分（10％）の合計です。

※本体価格に搬入数量を乗じた額＋消費税相当分の請求となります。

別表 4

受入料金

1 建設発生土

車両区分	2t車 (1.1m ³ 地山換算)	3t車 (1.6m ³ 地山換算)	4t車 (2.2m ³ 地山換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	6,334円 (本体価格5,759円)	9,214円 (本体価格8,377円)	12,670円 (本体価格11,519円)

車両区分	8t車 (4.4m ³ 地山換算)	10t車 (5.5m ³ 地山換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	25,341円 (本体価格23,038円)	31,677円 (本体価格28,798円)

※上記の金額は1台の場合の本体価格と消費税相当分（10％）の合計です。

※複数台の場合は本体価格の合計＋消費税相当分の請求となります。

2 しゅんせつ土砂

区分	料金
第2条に規定する公共事業系から発生するしゅんせつ土砂	3,648円/m ³ (本体価格3,317円/m ³)
第2条に規定する民間企業が実施する維持しゅんせつ土砂	5,056円/m ³ (本体価格4,597円/m ³)

※ただし、港湾管理者が行う補助事業及び、国土交通省が行う港湾施設の整備に伴い発生するしゅんせつ土砂は無料とする。

※上記の金額は1m³の場合の本体価格と消費税相当分（10％）の合計です。

※本体価格に搬入数量を乗じた額＋消費税相当分の請求となります。

依頼様式 新旧対照表

改正後	改正前																																				
第1号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。	第1号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。																																				
浮島指定処分地建設発生土発券依頼書 年 月 日	浮島指定処分地建設発生土発券依頼書 年 月 日																																				
港湾局長 工事等担当局長	港湾局長 工事等担当局長																																				
<p>浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。</p>																																					
工事名(契約名)	工事名(契約名)																																				
工期末	西暦 年 月 日																																				
担当部署名	監督員名																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">搬出地域 (し点を記入)</td> <td style="width:15%;">下記以外</td> <td rowspan="2" style="width:15%;">- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域</td> </tr> <tr> <td>公害防止条例による調査必要地 河川区域</td> </tr> </table>	搬出地域 (し点を記入)	下記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域	公害防止条例による調査必要地 河川区域	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">搬出地域 (し点を記入)</td> <td style="width:15%;">下記以外</td> <td rowspan="2" style="width:15%;">- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域</td> </tr> <tr> <td>公害防止条例による調査必要地 河川区域</td> </tr> </table>	搬出地域 (し点を記入)	下記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域	公害防止条例による調査必要地 河川区域																												
搬出地域 (し点を記入)		下記以外		- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域																																	
	公害防止条例による調査必要地 河川区域																																				
搬出地域 (し点を記入)	下記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域																																			
	公害防止条例による調査必要地 河川区域																																				
川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1～No37 に係る検定 契約土量 m ³ 検体【参考1参照】																																					
川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシン類 に係る検定 発生面積 m ² 検体【参考2参照】																																					
必要とする建設発生土搬入整理券	必要とする建設発生土搬入整理券																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:10%;">券種</th> <th style="width:10%;">枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t車</td> <td>1.1m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>3t車</td> <td>1.6m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>4t車</td> <td>2.2m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>8t車</td> <td>4.4m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>10t車</td> <td>5.5m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table>		券種	枚数	2t車	1.1m ³ /台換算	枚	3t車	1.6m ³ /台換算	枚	4t車	2.2m ³ /台換算	枚	8t車	4.4m ³ /台換算	枚	10t車	5.5m ³ /台換算	枚	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:10%;">券種</th> <th style="width:10%;">枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t車</td> <td>1.1m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>3t車</td> <td>1.6m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>4t車</td> <td>2.2m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>8t車</td> <td>4.4m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>10t車</td> <td>5.5m³/台換算</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table>		券種	枚数	2t車	1.1m ³ /台換算	枚	3t車	1.6m ³ /台換算	枚	4t車	2.2m ³ /台換算	枚	8t車	4.4m ³ /台換算	枚	10t車	5.5m ³ /台換算	枚
	券種	枚数																																			
2t車	1.1m ³ /台換算	枚																																			
3t車	1.6m ³ /台換算	枚																																			
4t車	2.2m ³ /台換算	枚																																			
8t車	4.4m ³ /台換算	枚																																			
10t車	5.5m ³ /台換算	枚																																			
	券種	枚数																																			
2t車	1.1m ³ /台換算	枚																																			
3t車	1.6m ³ /台換算	枚																																			
4t車	2.2m ³ /台換算	枚																																			
8t車	4.4m ³ /台換算	枚																																			
10t車	5.5m ³ /台換算	枚																																			
現場代理人氏名及び連絡先	現場代理人氏名及び連絡先																																				
添付資料	添付資料																																				
納入通知書送付先	納入通知書送付先																																				
※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。																																					
【参考1】No1～No37 に係る検体数 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">搬出地域</th> <th style="width:15%;">右記以外</th> <th style="width:15%;">- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約土量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m³≦土量<1000m³</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1000≦土量<4000m³</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4000≦土量<6000m³</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2000m ³ 増加するごとに1検体増	搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域	契約土量			0m ³ ≦土量<1000m ³	0	1	1000≦土量<4000m ³	1	1	4000≦土量<6000m ³	2	2	【参考1】No1～No37 に係る検体数 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">搬出地域</th> <th style="width:15%;">右記以外</th> <th style="width:15%;">- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約土量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m³≦土量<1000m³</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1000≦土量<4000m³</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4000≦土量<6000m³</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2000m ³ 増加するごとに1検体増	搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域	契約土量			0m ³ ≦土量<1000m ³	0	1	1000≦土量<4000m ³	1	1	4000≦土量<6000m ³	2	2						
搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域																																			
契約土量																																					
0m ³ ≦土量<1000m ³	0	1																																			
1000≦土量<4000m ³	1	1																																			
4000≦土量<6000m ³	2	2																																			
搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域																																			
契約土量																																					
0m ³ ≦土量<1000m ³	0	1																																			
1000≦土量<4000m ³	1	1																																			
4000≦土量<6000m ³	2	2																																			
【参考2】ダイオキシン類 (No38～No39) に係る検体数 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">搬出地域</th> <th style="width:15%;">右記以外</th> <th style="width:15%;">- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m²≦面積<2500m²</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2500≦面積<5000m²</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5000≦面積<7500m²</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2500m ² 増加するごとに1検体増	搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域	発生面積			0m ² ≦面積<2500m ²	0	1	2500≦面積<5000m ²	1	1	5000≦面積<7500m ²	2	2	【参考2】ダイオキシン類 (No38～No39) に係る検体数 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">搬出地域</th> <th style="width:15%;">右記以外</th> <th style="width:15%;">- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m²≦面積<2500m²</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2500≦面積<5000m²</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5000≦面積<7500m²</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2500m ² 増加するごとに1検体増	搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域	発生面積			0m ² ≦面積<2500m ²	0	1	2500≦面積<5000m ²	1	1	5000≦面積<7500m ²	2	2						
搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域																																			
発生面積																																					
0m ² ≦面積<2500m ²	0	1																																			
2500≦面積<5000m ²	1	1																																			
5000≦面積<7500m ²	2	2																																			
搬出地域	右記以外	- 公害防止条例による調査必要地 - 河川区域																																			
発生面積																																					
0m ² ≦面積<2500m ²	0	1																																			
2500≦面積<5000m ²	1	1																																			
5000≦面積<7500m ²	2	2																																			
※整理券の適切な管理をお願いいたします。 ※完了届提出後は未使用券が使えなくなります。	※整理券の適切な管理をお願いいたします。 ※完了届提出後は未使用券が使えなくなります。																																				

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。
 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工期の変更	変更後の完成期限(西暦) 年 月 日		
整理券枚数の追加	券種		増加枚数
	2t車	1.1m3/台換算	枚
	3t車	1.6m3/台換算	枚
	4t車	2.2m3/台換算	枚
	8t車	4.4m3/台換算	枚
	10t車	5.5m3/台換算	枚
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1~No37に係る検定	変更後の総契約土量	m3 検体(参考1参照)
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシソ類に係る検定	変更後の総発生面積	m2 検体(参考2参照)
添付資料	(1)「契約書」の写し ※契約手続中等の場合は、前回契約書を添付し、後日、変更契約書をご提出ください。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出してください。 (3)第8号様式(建設発生土搬入車面登録書) ※第4号様式の提出時に限らず、登録内容に変更がある場合は、第8号様式のみで随時ご提出ください。		

【参考1】No1~No37に係る検体数

搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査対象地 ・河川区域
契約土量		
0m3≦土量<1000m3	0	1
1000≦土量<4000m3	1	1
4000≦土量<6000m3	2	2

※以降、2000m3増加するごとに1検体増

【参考2】ダイオキシソ類 (No38~No39)に係る検体数

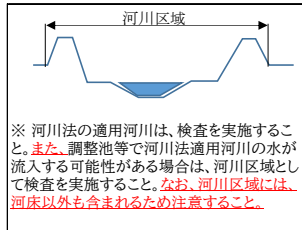
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査対象地 ・河川区域
発生面積		
0m2≦面積<2500m2	0	1
2500≦面積<5000m2	1	1
5000≦面積<7500m2	2	2

※以降、2500m2増加するごとに1検体増

※整理券の適切な管理をお願いいたします。
 ※完了届提出後は未使用券が使えなくなります。

公害防止条例による調査対象地

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地



浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。
 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工期の変更	変更後の完成期限(西暦) 年 月 日		
整理券枚数の追加	券種		増加枚数
	2t車	1.1m3/台換算	枚
	3t車	1.6m3/台換算	枚
	4t車	2.2m3/台換算	枚
	8t車	4.4m3/台換算	枚
	10t車	5.5m3/台換算	枚
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1~No37に係る検定	変更後の総契約土量	m3 検体(参考1参照)
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシソ類に係る検定	変更後の総発生面積	m2 検体(参考2参照)
添付資料	(1)「契約書」の写し ※変更契約に関し合わない場合は、当初契約書を添付すること。なお、後日、変更契約書をご提出すること。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。		

【参考1】No1~No37に係る検体数

搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査対象地 ・河川区域
契約土量		
0m3≦土量<1000m3	0	1
1000≦土量<4000m3	1	1
4000≦土量<6000m3	2	2

※以降、2000m3増加するごとに1検体増

【参考2】ダイオキシソ類 (No38~No39)に係る検体数

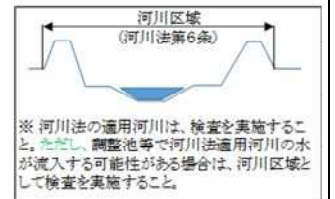
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査対象地 ・河川区域
発生面積		
0m2≦面積<2500m2	0	1
2500≦面積<5000m2	1	1
5000≦面積<7500m2	2	2

※以降、2500m2増加するごとに1検体増

※整理券の適切な管理をお願いいたします。
 ※完了届提出後は未使用券が使えなくなります。

公害防止条例による調査対象地

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地



浮島指定処分地建設発生土搬入完了届

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。

搬入実績書の送付をお願いいたします。

承認番号

工事名

※以下の内容について必ずご確認いただき、同意する場合はチェック欄にレ点をお願いいたします。

1. 完了届受理後、即時整理券のご利用ができなくなりますよろしいでしょうか。
(工期及び未使用券の確認はしましたか。)チェック欄

2. 原則、完了届受理後の変更は受付いたしません。完了処理をしてよろしいでしょうか。

3. 納入通知書送付先(原則、契約書記載の住所)に変更が無いか確認しましたか。(整理券の使用月の翌月に請求を行います。提出済みの契約書に記載された住所に変更がある場合は、完了届提出後であっても、必ず監督員からご連絡いただきますようお願いいたします。)

浮島指定処分地建設発生土搬入完了届

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。

搬入実績書の送付をお願いいたします。

承認番号

工事名

※以下の内容について必ずご確認いただき、同意する場合はチェック欄にレ点をお願いいたします。

1. 完了届受理後、即時整理券のご利用ができなくなりますよろしいでしょうか。
(工期及び未使用券の確認はしましたか。)チェック欄

2. 原則、完了届受理後の変更は受付いたしません。完了処理をしてよろしいでしょうか。

建設発生土搬入車両登録書 (1 /)

年 月 日

登録内容

承認番号 [] - [] - 0 - []

※承認番号は変更の場合のみ、記入ください。

工事名(契約名)															
担当部署名						監督員名									
受注業者名															
現場代理人氏名及び連絡先						TEL									
運搬業者名															
登録するダンプトラック台数				台				契約土量				m ³			
No.	車種(トン)	車両番号				No.	車種(トン)	車両番号							
1						16									
2						17									
3						18									
4						19									
5						20									
6						21									
7						22									
8						23									
9						24									
10						25									
11						26									
12						27									
13						28									
14						29									
15						30									
(記入例)															
						10	川崎	1	0	0	に	2	3	4	

- ※1 登録するダンプトラックは、使用することが確実な車両に限定してください。
- ※2 搬入車両に追加、又は変更が生じた場合は随時、ご提出ください。
- ※3 搬入車両変更の際、全て書き直しの上、再提出してください。
- ※4 浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に基づき「使用禁止車両」は登録はできません。
- ※5 3t、8t車の車両登録は、車検証等(写)の提出が必要です。

建設発生土搬入車両登録書 (/)

年 月 日

港 湾 局 長

新規・変更

承認番号 [] - [] - 0 - []

※承認番号は変更の場合のみ、記入ください。

工事名(契約名)															
担当部署名						監督員名									
受注業者名															
現場代理人氏名及び連絡先						TEL									
運搬業者名															
登録するダンプトラック台数				台				契約土量				m ³			
No.	車種(トン)	車両番号				No.	車種(トン)	車両番号							
1						16									
2						17									
3						18									
4						19									
5						20									
6						21									
7						22									
8						23									
9						24									
10						25									
11						26									
12						27									
13						28									
14						29									
15						30									
(記入例)															
						10	川崎	1	0	0	に	1	2	3	4

- ※1 登録するダンプトラックは、使用することが確実な車両に限定してください。
- ※2 搬入車両に追加、又は変更が生じた場合は随時、ご提出ください。
- ※3 搬入車両変更の際、全て書き直しの上、再提出してください。但し、車両追加の場合は、前回提出時のものに続けてご記入ください。
- ※4 浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に基づき「使用禁止車両」は登録はできません。
- ※5 3t、8t車の車両登録は、車検証等(写)の提出が必要です。

改正後

建設発生土受入れについてのお願い

浮島指定処分場内への建設発生土の受入については、皆様の安全確保のために、次の事項を特に
ご注意下さい。

1 処分地の案内

名称	浮島指定処分地
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)
休業日	建設発生土………4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) しゅんせつ土砂………4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)、年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	雨天時等受入可否について、当日の午前8時より音声テープでお知らせしますので、 ご確認下さい。(電話 044-276-2089)

2 注意事項

- 他現場からの搬出土を混合した土を搬入しないことを厳守してください。仮置き場を設ける場合に
についても他現場からの搬出土と区画を分けるなど、混ざらないよう対策を講じてください。なお、別
の現場の建設発生土が持ち込まれた場合、法令により罰せられる可能性があります。
- 処分地前道路は、早朝・昼休みに受付待ちの渋滞が発生しています。一般道利用者からの苦情が
寄せられていますので、処分地前及び近隣道路での待機はしないで下さい。
- 降雨時には、防水シートで荷台を覆う等を行い、汚泥状態にならないようにしてください。汚泥状態
になった場合は、受入することは出来ないのでご注意ください。
- 通行証は、処分地の係員に見える位置に提示してください。
- 整理券は裏面に車両ナンバー4桁を記入の上、処分地の受付窓口へ提出してください。
- 整理券の有効期限は工事期間内となります。工事期間延長・枚数の変更・券種の変更の際は、再
度の変更申込手続が必要となりますので、ご注意ください。(搬入車両の変更があった場合について
も再度申請が必要となります。)なお、申込方法等については、川崎市のホームページ上に掲載し
ていますので、ご確認ください。※「川崎市 浮島 残土」で検索も可能です。
- 地区内道路では駐停車・追越し禁止、制限速度は20km/h以下を厳守してください。
- 車両合流地点では直進車両が優先となります。
- 仮置きヤード内では重機を使用していますので、車外に出る場合はヘルメットを着用して下さい。
- その他注意点に関しては、川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に従ってください。

改正前

建設発生土受入れについてのお願い

浮島指定処分場内への建設発生土の受入については、皆様の安全確保のために、次の事項を特に
ご注意下さい。

1 処分地の案内

名称	浮島指定処分地
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)
休業日	建設発生土………4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) しゅんせつ土砂………4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)、年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	雨天時等受入可否について、当日の午前8時より音声テープでお知らせしますので、 ご確認下さい。(電話 044-276-2089)

2 注意事項

- 他現場からの搬出土を混合した土を搬入しないことを厳守してください。なお、別の現場の建設発生
土が持ち込まれた場合、法令により罰せられる可能性があります。
- 処分地前道路は、早朝・昼休みに受付待ちの渋滞が発生しています。一般道利用者からの苦情が
寄せられていますので、処分地前及び近隣道路での待機はしないで下さい。
- 降雨時には、防水シートで荷台を覆う等を行い、汚泥状態にならないようにしてください。汚泥状態
になった場合は、受入することは出来ないのでご注意ください。
- 通行証は、処分地の係員に見える位置に提示してください。
- 整理券は裏面に車両ナンバー4桁を記入の上、処分地の受付窓口へ提出してください。
- 整理券の有効期限は工事期間内となります。工事期間延長・枚数の変更・券種の変更の際は、再
度の変更申込手続が必要となりますので、ご注意ください。(搬入車両の変更があった場合について
も再度申請が必要となります。)なお、申込方法等については、川崎市のホームページ上に掲載し
ていますので、ご確認ください。※「川崎市 浮島 残土」で検索も可能です。
- 地区内道路では駐停車・追越し禁止、制限速度は20km/h以下を厳守してください。
- 車両合流地点では直進車両が優先となります。
- 仮置きヤード内では重機を使用していますので、車外に出る場合はヘルメットを着用して下さい。
- その他注意点に関しては、川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に従ってください。